

◇個人住民税の特別徴収の徹底について

給与支払者（事業主等）の皆さまには、従業員等の個人住民税の特別徴収（給与からの天引き）の徹底にご協力いただいています。令和7年度の給与支払報告書の作成及び提出においても、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。ただし、次の方は普通徴収（従業員が自分で納付）とすることができますので、給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」を添付のうえ、給与支払報告書個人別明細書摘要欄に次の略号を記載願います。

- 退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者
- 給与支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- 給与の支払が不定期（毎月支給されていない）な方
- 他の事業者から支払われる給与から特別徴収されている方（乙欄適用者）

※eLTAX、光ディスクで提出の際も、「普通徴収」欄へのチェックに加え、摘要欄に略号の記載をお願いします。

※略号以外の理由で特別徴収ができない（普通徴収を希望する）場合は、摘要欄に理由を記載してください。

◇総括表と仕切紙について

- ・報告人員0人の場合やeLTAXで送付する場合等は提出不要ですので、破棄してください。
- ・総括表と給与支払報告書（個人別明細書）は必ずセットで提出ください。（総括表のみの提出は不可。）
- ・汎用または貴社専用の総括表をご使用の際は、**市の総括表も同封**してください。
- ・市の総括表に印字されている内容に変更や誤りがある場合については、該当する箇所の「有」に○印をつけて変更後の内容を備考欄にお書きください。
- ・別添の仕切紙は、給与支払報告書の個人別明細書を徴収区分別に分類する際にご使用ください。
- ・関与税理士事務所等に給与支払報告書の作成・提出を依頼している場合は、関与税理士事務所等へ総括表及び仕切紙をお渡しいただきお手続きください。

◇給与支払報告書（個人別明細書）を作成するにあたって

- ・副本の提出は必要ありません。
- ・中途就職者の報告に前職分の給与を含んでいる場合は、就職年月日を記載のうえ、その支払者・支払額等を「摘要」欄に記載してください。
- ・令和6年1月1日から12月31日中に退職した人も退職年月日を記載のうえ、給与支払報告書を提出してください。（市ホームページ掲載の様式をご活用ください。）
 - ▶特別徴収対象者として給与支払報告書を提出した後に退職・転勤等の異動が生じた場合、「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要です。
- ・その他ご不明な点や給与支払報告書の記載方法の詳細については、国税庁のウェブサイト（<https://www.nta.go.jp>）に掲載の、「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照ください。

◇住民税住宅ローン控除について

- ・住民税で住宅ローン控除を受ける場合は、給与支払報告書の「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄に住宅借入金等特別控除可能額・居住開始年月日・住宅借入金等特別控除区分を必ず記載してください。

お問い合わせ
川西市総務部市民税課
〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号
電話番号 直通 072(740)1132

◇個人住民税の特別徴収の徹底について

給与支払者（事業主等）の皆さまには、従業員等の個人住民税の特別徴収（給与からの天引き）の徹底にご協力いただいています。令和7年度の給与支払報告書の作成及び提出においても、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。ただし、次の方は普通徴収（従業員が自分で納付）とすることができますので、給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」を添付のうえ、給与支払報告書個人別明細書摘要欄に次の略号を記載願います。

- 退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者
- 給与支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- 給与の支払が不定期（毎月支給されていない）な方
- 他の事業者から支払われる給与から特別徴収されている方（乙欄適用者）

※eLTAX、光ディスクで提出の際も、「普通徴収」欄へのチェックに加え、摘要欄に略号の記載をお願いします。

※略号以外の理由で特別徴収ができない（普通徴収を希望する）場合は、摘要欄に理由を記載してください。

◇総括表と仕切紙について

- ・報告人員0人の場合やeLTAXで送付する場合等は提出不要ですので、破棄してください。
- ・総括表と給与支払報告書（個人別明細書）は必ずセットで提出ください。（総括表のみの提出は不可。）
- ・汎用または貴社専用の総括表をご使用の際は、**市の総括表も同封**してください。
- ・市の総括表に印字されている内容に変更や誤りがある場合については、該当する箇所の「有」に○印をつけて変更後の内容を備考欄にお書きください。
- ・別添の仕切紙は、給与支払報告書の個人別明細書を徴収区分別に分類する際にご使用ください。
- ・関与税理士事務所等に給与支払報告書の作成・提出を依頼している場合は、関与税理士事務所等へ総括表及び仕切紙をお渡しいただきお手続きください。

◇給与支払報告書（個人別明細書）を作成するにあたって

- ・副本の提出は必要ありません。
- ・中途就職者の報告に前職分の給与を含んでいる場合は、就職年月日を記載のうえ、その支払者・支払額等を「摘要」欄に記載してください。
- ・令和6年1月1日から12月31日中に退職した人も退職年月日を記載のうえ、給与支払報告書を提出してください。（市ホームページ掲載の様式をご活用ください。）
 - ▶特別徴収対象者として給与支払報告書を提出した後に退職・転勤等の異動が生じた場合、「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要です。
- ・その他ご不明な点や給与支払報告書の記載方法の詳細については、国税庁のウェブサイト（<https://www.nta.go.jp>）に掲載の、「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照ください。

◇住民税住宅ローン控除について

- ・住民税で住宅ローン控除を受ける場合は、給与支払報告書の「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄に住宅借入金等特別控除可能額・居住開始年月日・住宅借入金等特別控除区分を必ず記載してください。

お問い合わせ
川西市総務部市民税課
〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号
電話番号 直通 072(740)1132